

天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会（第4回）議事概要

1 日 時：平成31年3月19日（火）9：48～10：06

2 場 所：総理大臣官邸大会議室

3 出席者：

・委員長

安倍 晋三 内閣総理大臣

・副委員長

菅 義偉 内閣官房長官

・委員

西村 康稔 内閣官房副長官（衆）

野上 浩太郎 内閣官房副長官（参）

杉田 和博 内閣官房副長官（事務）

横畠 裕介 内閣法制局長官

山本 信一郎 宮内庁長官

山崎 重孝 内閣府事務次官 兼 皇位継承式典事務局長

4 議事概要

（1）安倍内閣総理大臣挨拶

○ 本日は、「剣璽等承継の儀」、「即位後朝見の儀」及び「退位礼正殿の儀」の細目や、御即位に伴う慶祝行事などについて議論を行ってまいりたい。

○ 委員各位の御協力をよろしくお願いしたい。

(2) 事務局報告事項について

- 資料1「天皇陛下御在位三十年記念式典の挙行について」を山崎内閣府事務次官から、資料2「内閣総理大臣夫妻主催晩餐会における文化行事の総合アドバイザーについて」を山崎皇位継承式典事務局長から説明。
- 西村内閣官房副長官から、文化行事の総合アドバイザーについて、大変ふさわしい方に、御就任いただけることになったものとする、内閣総理大臣夫妻主催晩餐会においては、外国からの賓客の方々に、日本が誇る伝統文化を御堪能いただくことが極めて重要であり、今後その在り方を検討するに当たり、野村萬齋さんに大いに期待したいという趣旨の発言があった。

(3) 剣璽等承継の儀等の細目について

- 資料3「剣璽等承継の儀の細目について（案）」を山崎皇位継承式典事務局長から説明。
- 山本宮内庁長官から、「剣璽等承継の儀」の細目案については、平成度の在り方を踏襲することを基本としつつ、検討を重ねてきたところであり、宮内庁として、妥当なものであるという趣旨の発言があった。
- 横畠内閣法制局長官から、「剣璽等承継の儀」は、皇位の世襲制をとる憲法の下で、皇位を継承した新天皇が、即位のあかしとして、皇室経済法に規定された「皇位とともに伝わるべき由緒ある物」である剣及び璽、並びに天皇の国事行為の際に使用される物である国璽及び御璽を承継されたことを明らかにする儀式である、この細目案は、剣及び璽、並びに国璽及び御璽の取扱いについて、先般式典委員会において決定された次第概要や、平成度の例を踏まえたものであり、憲法の

趣旨に照らして適切なものであるという趣旨の発言があった。

- 「剣璽等承継の儀」の細目について、案のとおりとすることが了承された。
- 資料4「即位後朝見の儀の細目について（案）」及び資料5「退位礼正殿の儀の細目について（案）」を山崎皇位継承式典事務局長から説明。
- 山本宮内庁長官から、「退位礼正殿の儀」は、今回初めて行われる儀式であるが、その細目案については、皇室の伝統等を参照して検討を重ねてきたところであり、宮内庁として、妥当なものであると考える、「即位後朝見の儀」の細目案についても、平成度の在り方を踏襲することを基本としつつ、検討を重ねてきたところであり、同じく、妥当なものであると考える、他の儀式と併せ、つつがなく挙行できるよう、準備に万全を期してまいりたいという趣旨の発言があった。
- 横畠内閣法制局長官から、「即位後朝見の儀」の細目案は、先般式典委員会において決定された次第概要や、平成度の例を踏まえたものであり、憲法の趣旨に照らして適切なものである、また、「退位礼正殿の儀」の細目案は、先般式典委員会において決定された次第概要を踏まえたものであり、また、皇室経済法に規定された「皇位とともに伝わるべき由緒ある物」である剣及び璽、並びに天皇の国事行為の際に使用される物である国璽及び御璽の取扱いについては、他の儀式と整合的なものとなっており、憲法の趣旨に照らして適切なものであるという趣旨の発言があった。
- 「即位後朝見の儀」の細目及び「退位礼正殿の儀」の細目について、案のとおりとすることが了承された。
- 菅内閣官房長官から、本日細目案を了承した儀式のうち、「退位礼正殿の儀」については、挙行日の1週間前を目途に、「剣璽等承継の儀」

及び「即位後朝見の儀」については、御即位当日の5月1日に、それぞれ国事行為である国の儀式として行うことについて閣議決定を行うとともに、細目については、官報で公示することとしたいという趣旨の発言があった。

(4) 御即位に伴う慶祝行事等について

- 資料6「御即位に伴う慶祝行事等について（案）」を山崎皇位継承式典事務局長から説明。
- 野上内閣官房副長官から、天皇陛下御在位三十年に際しては、現在、数多くの慶祝行事等が行われており、祝賀の機運が非常に高まっているものと思う、御即位に際しても、各府省において同様の対応を行うことにより、祝賀の機運を高めていただきたいという趣旨の発言があった。
- 御即位に伴う慶祝行事等について、案のとおりとすることが了承された。

(5) 即位礼正殿の儀等への外国からの参列者の範囲について

- 資料7「即位礼正殿の儀等への外国からの参列者の範囲について」を山崎皇位継承式典事務局長から説明。
- 杉田内閣官房副長官から、即位礼正殿の儀等への外国からの参列者は、遠路お越しいただくものであり、各国における調整や準備には、時間を要することに留意する必要がある、秋に挙行する式典の「参列者推薦基準」は、今後決定することとなるが、外国からの招待予定者については、これに先立って、外務省を通じて速やかに、各国に連絡するという方針が、妥当であるという趣旨の発言があった。

- 即位礼正殿の儀等への外国参列者の招待については、事務局の説明のとおり各国に連絡することが了承された。

(6) 次回日程等

- 菅内閣官房長官から、第5回委員会では、御即位に伴う慶祝行事等の実施予定について事務局から報告を受けるとともに、秋に予定される式典について検討を進めることとし、5月を目途に開催したいという趣旨の発言があった。

(7) 安倍内閣総理大臣発言

- 去る2月24日、「天皇陛下御在位三十年記念式典」を、約1,100名の参列を得て、滞りなく挙行することができた。関係者の御協力に、深く感謝申し上げる。
- 天皇陛下におかせられては、来月30日に御退位され、翌5月1日に、皇太子殿下が御即位される。
- 我が国の歴史的な節目を、つつがなく迎えることができるよう、準備に万全を尽くしてまいりたい。
- 本日は、まず、御即位後初めて行われる儀式である「剣璽等承継の儀」の細目案を了承した。
- また、ともに国民の代表に会われる儀式である「即位後朝見の儀」と、「退位礼正殿の儀」について、細目案を了承した。
- このほか、御即位を記念して、各府省において慶祝行事等を行うことを決定した。

- また、10月23日の「内閣総理大臣夫妻主催晩餐会」における文化行事の総合アドバイザーに、野村萬斎氏に御就任いただくこととなった。
- 引き続き、各式典がつつがなく、整然と行われるよう、精力的に検討を進めていくので、よろしく願いしたい。

(8) 閉会